

エア・リキードグループは、最も高い基準に即して事業を遂行するよう努め、とりわけ人権および労働権の尊重ならびに環境保護に関する基準を重視しています。例えば、人権、国際労働基準、環境および腐敗防止を網羅する10の原則を掲げる国連グローバル・コンパクト (UN Global Compact) に署名しています。さらに、国際化学工業協会協議会 (International Council of Chemical Associations) によって進められている国際的なレスポンシブル・ケア憲章 (Responsible Care Charter) 構想にも署名しており、その署名者は、健康、安全および環境保護に関して世界の化学業界が改善を図れるよう努めることとされています。

これらの基準と自らの行動原則に従い、エア・リキードは、当社の仕入先企業、その親会社、子会社、および関連会社、従業員（臨時・契約社員か否かを問いません）ならびに仕入先自身の仕入先および請負企業、さらにエア・リキードと取引を行うすべての者（以下「仕入先」と総称させていただきます）が本「仕入先様へお願いするエア・リキード行動規範」（以下「本行動規範」といいます）に記載されている原則を遵守していただくことを求めます。

法令および規則の遵守

仕入先は、とりわけ以下の項目に関する適用のあるすべての法律、規則および国際条約を例外なく遵守することに同意していただきます。

- 人権、社会権および労働基本権
- 環境への配慮
- 腐敗防止、競争法および国際貿易に関するコンプライアンスを含むビジネス倫理
- 情報およびデータを含む資産の保護

人権、社会権および労働基本権

グローバル・コンパクトの原則、世界人権宣言、国際労働機関 (ILO) および自らの倫理原則に従い、エア・リキードは仕入先が以下の事項を遵守していただくことを求めます。

- 国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重すること
- 人権侵害に加担しないこと
- 結社の自由および団体交渉権の実効的な承認を支持すること
- 非自発的な受刑者的労働を含むあらゆる形態の強制労働の排除に貢献すること
- 児童労働の実効的な廃止に貢献すること。就職年齢または最低就労年齢が、適用法令に基づく義務教育修了年齢（一般的には15歳）を下回らないこと
- 雇用および職業に関する差別撤廃に貢献すること
- すべての従業員がいかなる形態のハラスメントのリスクがない環境で働けること

職場での健康と安全：すべての従業員は、個人の尊厳が損なわれる危険がない、安全で健康的な労働環境で働く権利を有しています。この点に鑑み、仕入先においては、安全で健康的な労働環境の保護を目的とした法令および規則の遵守と、仕入先の施設におけるエア・リキード従業員の安全確保に同意していただきます。

仕入先には、労働衛生および安全に関するポリシーまたは適切な場合には安全管理システムを制定し維持することに同意していただきます。また、各仕入先は、休業災害の件数を管理し、かつその件数削減の為にとり得るすべての対策を実施することに同意するものとします。

環境への配慮

COP21 合意の枠組みの中で、エア・リキードは、天然資源を保護しつつ環境に配慮し、より持続可能な世界のために貢献し続けます。

そのため、エア・リキードは、仕入先が、適用される環境保護規制を遵守し、社会的および環境的リスクを特定することによって、エア・リキードの努力と取組みに貢献することを求めています。

したがって、エア・リキードの仕入先は、より環境に優しい製品、プロセスおよびサービスの提供を目的として、その改良に継続的に取り組むことにより、環境負荷（温室効果ガス、大気汚染、廃棄物等）を無くすまたは低減することができるように事業活動およびサプライチェーンを構築し、天然資源と生物多様性を保護することに同意するものとします。

企業倫理の実践

利益相反の回避：エア・リキードの従業員は、個人の利益とエア・リキードの利益が相反するおそれのある状況を避けることを求められています。同時にお客様や仕入先あるいは競合他社の利益のために働くことは、これらの企業に直接または間接的に大きな利益をもたらしかねず、従業員が利益相反関係に陥る可能性があります。エア・リキードは、仕入先がエア・リキードの従業員と接触する際にこれらの原則を正しく尊重していただくことを求めます。

腐敗防止：エア・リキードの従業員は、有利な取扱いもしくは事業遂行の上で有利な待遇を受けること、またはエア・リキードが関与する交渉の結果に影響を及ぼすことを目的として、国を問わず、私人または政府機関もしくはその代行機関の従業員もしくは代表に対し、いかなる形態の不当な利益（金銭その他の価値）を直接または仲介者を通じて、分配、申出または供与することを禁止されています。

さらにエア・リキードのいかなる従業員は、いかなる形であれ、業務と関係のない支払いまたは報酬を仕入先に申し入れる、または仕入先から受け取ることは禁止されています。但し、贈り物、接待その他見舞金等については、それぞれの社会的なイメージを高めることまたは両者の良好な取引関係を維持することを唯一の目的とする場合に限り、認められます。それらの金銭的な価値はわずかで、一般的に社会的慣例に沿った常識的な範囲でなければならない上に、各国の関連する法令や規制に違反するものであってはなりません。

仕入先は、これらの原則を遵守し、自社の請負企業や仕入先にも遵守させることに同意するものとします。また、腐敗慣行を禁止し制裁する内部規則、社員認知度向上キャンペーンの導入、第三者評価および適切な管理手段を含む、腐敗の発見と防止を目的とするコンプライアンスプログラムの導入に同意していただきます。

国際貿易に関するコンプライアンス：エア・リキードは、仕入先が輸出規制、通商停止、制裁措置など関係する国際貿易規制を遵守し、自社の製品またはサービスの提供における輸出または再輸出に課される全ての制約を開示することを求めます。エア・リキードは、仕入先が、契約締結時または注文受領時に輸出規制の対象となる納品またはサービスを特定し、輸出規制または分類の変更時には当該情報の変更を通知し、また、適用される輸出規制に関係するすべての情報をエア・リキードに提供することを求めます。

仕入先は、エア・リキードに供給する製品に使われたタンタラム・スズ・タングステン及び金など特定の鉱物に関して可能な限り、供給元を確認していただくとともに、その供給経路を管理することに同意していただきます。これらの管理措置は、エア・リキードの要請に応じて提供されるものとします。

競争法コンプライアンス：エア・リキードは、全仕入先に対して、それぞれが営業活動を行う国において適用される公正取引や競争に関する法律を厳格に遵守していただくことを求めます。一般的に、こうした法律は競争・取引を制限または歪める行為や競合者間の意思の連絡を禁止するものです。

具体的には、価格カルテル、入札談合、市場・テリトリー・顧客に関する競合者間の通謀に加え、合理的な理由なく特定の顧客・仕入先に対して取引拒否または不公平な処遇を行うことが禁止されています。また、競合他社、顧客または仕入先に関する機密情報の交換及び開示についても禁止されています。

資産保護

知的財産の保護：エア・リキードは、各仕入先に対し、知的財産に関するすべての国内法および国際条約を尊重し、エア・リキードおよび第三者の知的財産権を尊重することを求めます。

エア・リキードの名称やブランドの使用：仕入先は、書面によるエア・リキードの事前同意なくしてエア・リキードとの関係を公にしたり、エア・リキードが保有するAIR LIQUIDEのブランドやその他のブランドを使用したりすることはできません。同意が得られた場合、仕入先は関連するすべての指示や指導に従っていただきます。

情報およびデータの保護：エア・リキードは仕入先に対し、有効な守秘義務契約の遵守など、共有された非公開情報の機密性に配慮し、また、エア・リキードから伝えられた非公開の戦略的、財務的、技術的、取引上の

データや文書の機密性を保護し、開示しないよう求めます。特に仕入先には、エア・リキードにとっての情報価値に応じたセキュリティのレベルでエア・リキードの情報を保護することを約束していただきます。同様に、個人に関する全ての識別情報、または専門的もしくは個人的な情報は、改ざんや漏洩がないよう、国内および国際規制に基づき、必要なすべての予防措置によって保護されなければなりません。当該守秘義務は、エア・リキードのパートナーやお客様によって提供された機密情報にも適用されます。エア・リキード、そのパートナーまたはお客様の情報の機密性または完全性に影響を及ぼす事態が発生した場合、仕入先は遅滞なく速やかにエア・リキードに通知しなければなりません。これらの義務は、仕入先とエア・リキード間の取引関係が終了した場合も引き続き効力を有するものとします。

資産および資源の保護：仕入先は、設備や機器など、エア・リキードによって提供された資産および資源を保護する責任があります。これらの資産および資源は、エア・リキードが指定した事業目的と範囲内にて使用し、エア・リキードの事前の書面による同意なしには他の目的にそれらを使用することはできません。エア・リキードの資産および資源を劣化、詐欺、紛失または窃盗から保護することは各サプライヤに委ねられます。

本行動規範および監査の遵守

疑義を避けるため、仕入先は、自社の仕入先および請負業者に、本行動規範の原則および概念を遵守させることが求められます。

エア・リキードは、各仕入先に対し、本行動規範で定められた規則への遵守をエア・リキードまたは第三者による質問票または監査のいずれかの方法で、検証する権利を留保いたします。エア・リキードは仕入先に対して、仕入先が保有する文書、特に関連する財務文書の閲覧を含む情報を完全かつ正確に提供していただくことを求めます。

仕入先が本行動規範のいずれかの条項、特に腐敗防止に関する義務に違反した場合、エア・リキードは当該仕入先との取引関係を一方的に終了する権利を留保します。